

# 太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 28 年 2 月 18 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

## 1. 定款・契約書等

**問 1 予防給付の運営規程を変更して総合事業の運営規程とする場合、どのように作成するのか。**

(答)

予防給付の運営規程を変更して総合事業の運営規程とする場合には、都道府県等による予防給付の介護予防訪問（通所）介護の指定も残っている（認定更新前で予防給付の対象となっている本市の利用者がいる場合や総合事業に移行していない他市町村の利用者がいる場合がある）ことから、予防給付の内容は残し、総合事業の内容を追加することが適切と考えます。

## 2. 事業所請求

**問 1 処遇改善加算やサービス提供体制加算は総合事業においても限度額の対象外となるのか。**

(答)

貴見のとおり。介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）及びサービス提供体制強化加算（介護予防通所介護相当サービスのみ）については、予防給付と同様に区分支給限度額管理の対象外となります。なお、サービスコード表に当該内容の記載が無かったことから、太田市ホームページを更新し、サービスコード表の最下段に説明文章を追加しました。

**問 2 総合事業は市の事業として行うとのことだが、相当サービスの費用の請求は市へ行うのか。**

(答)

介護予防訪問（通所）介護相当サービスの費用については、予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に請求してください。介護予防訪問（通所）介護のサービス自体は市の事業に移行しますが、指定事業者によるサービス費用の審査支払いについては予防給付と同様に、国保連が行うこととされています。なお、国保連に介護予防訪問（通所）相当サービスの費用を請求する際はサービスコードを A 1 A 5 等に変更することに留意してください。